

●香川県告示第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成15年香川県告示第180号香川中央都市計画下水道事業丸亀市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 施行者の名称

丸亀市

2 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画下水道事業 丸亀市公共下水道

3 事業施行期間

昭和30年4月1日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

香川県丸亀市昭和町、新浜町1丁目、富士見町1丁目、土居町1丁目、土器町東9丁目及び土器町北2丁目の一部

(2) 使用の部分

香川県丸亀市昭和町の一部、蓬莱町、天満町1丁目、2丁目、前塩屋町1丁目、2丁目、塩屋町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び新浜町2丁目の全域、新浜町1丁目の一部、西本町1丁目、2丁目、幸町1丁目、2丁目、中府町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、城西町1丁目、2丁目、城南町、南条町、本町、浜町、新町、福島町、塩飽町、富屋町、通町、米屋町、松屋町、魚屋町、宗古町、葭町、西平山町、北平山町1丁目、2丁目、港町、風袋町、瓦町、大手町1丁目、2丁目、3丁目、一番丁、六番丁、七番丁、八番丁、九番丁、十番丁、城東町1丁目、2丁目、3丁目、富士見町2丁目、3丁目及び4丁目の全域、富士見町1丁目及び5丁目の一部、御供所町1丁目、2丁目、土居町2丁目及び3丁目の全域、土居町1丁目の一部、土器町西5丁目、6丁目及び8丁目の全域、土器町西3丁目、4丁目及び7丁目の一部、中津町字久国、字地免及び字受所の全域、中津町字九重田及び字鶴田の一部、今津町字経田及び字道下の全域、今津町字皿池、字浦砂古、字今池及び字中原の一部、津森町字宮浦、字菰池、字位、字下拾丁分及び字上拾丁分の全域、津森町字高丸、新田町字橋本、字長池道下、字道上、字池東、金倉町字上下所及び原田町字東三分一の一部、原田団地及び田村町字2丁田の全域、田村町字太井、字平池、字橋の坪、字池の下、字向又、字道西、字道東及び字巴田の一部、山北町字道下の全域、山北町字道上、字池田、柞原町字弘友及び字西村の一部、土器町東3丁目、6丁目、7丁目及び8丁目の全域、土器町東1丁目、2丁目、4丁目、5丁目及び9丁目の一部、土器町北1丁目の全域、土器町北2丁目の一部